

文教厚生常任委員会次第

令和3年6月17日（木）午前10時
於 大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 感染対策局、こども局関係

① 所管事務報告

ア 感染対策局 イ こども局 …… 令和3年度所管事務報告書参照

② 付託された議案の審査

議案（2件）

議案第56号 令和3年度明石市一般会計補正予算（第3号）

…………… 鈴木 こども育成室長兼施設担当課長

※ 資料参照 …………… 酒本 保健予防課長

議案第68号 令和3年度明石市一般会計補正予算（第4号）[分割付託分]

※ 資料参照 …………… 丸山 感染対策局次長

③ 報告事項（4件）

ア 地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（2021年度事業計画）
の報告について

※ 資料参照 …… ^{かわたに} 河谷 次長（医療連携担当）兼医療連携担当課長

イ 明石市給付型奨学金事業の実施状況について

※ 資料参照 …………… ^{うえさか} 上坂 児童福祉課長

ウ 明石市立就学前教育・保育施設再構築基本計画の見直しについて

※ 資料参照 …………… 岩倉 企画担当課長

エ 令和2年度明石こどもセンター（児童相談所）の運営状況について

※ 資料参照 …………… ^{たき} 瀧 明石こどもセンター副所長兼
こども通学・面会等支援課長

④ その他

..... (理事者入れ替え)

(2) 福祉局、教育委員会関係

① 所管事務報告

ア 福祉局 イ 教育委員会 令和3年度所管事務報告書参照

② 付託された議案・請願の審査

ア 議案(7件)

議案第56号 令和3年度明石市一般会計補正予算(第3号)

..... 岸川 福祉政策室長兼福祉総務課長

※ 資料参照 ... 中田 次長(福祉科準備担当)兼福祉科準備担当課長

議案第59号 明石市立沢池小学校給食室増築ほか(建築)工事請負契約のこと

※ 資料参照 新田 次長(給食担当)兼学校給食課長

- 議案第60号 指定管理者の指定に係る議決事項一部変更のこと
- 議案第61号 指定管理者の指定に係る議決事項一部変更のこと
- 議案第62号 指定管理者の指定に係る議決事項一部変更のこと
- 議案第63号 指定管理者の指定に係る議決事項一部変更のこと

※ 資料参照 岸川 福祉政策室長兼福祉総務課長

議案第68号 令和3年度明石市一般会計補正予算(第4号)[分割付託分]

※ 資料参照 大島 生活支援部長兼生活支援室長

イ 請願(2件)

[新規]

3.6.7 第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度を堅持するための2022年度政府予算に係る意見書採択の請願	竹内 出雲 大西 丸谷 辻本 きよ子 晶三 洋紀 聡子 達也	明石市相生町2丁目 明石市教職員組合 執行委員長 杉谷 圭志 ほか1名
--------------	--	-----------------------------------	--

[新規]

3.6.7 第2号	幼小中学校給食の無添加を目指す請願	林 辻本 森 出雲 大西 丸谷 丸美 達也 勝子 晶三 洋紀 聡子	明石市大久保町大久保町 ナチュラル育児会明石 山内 可奈 ほか1名
--------------	-------------------	--------------------------------------	--

③ 報告事項（3件）

ア 明石市第4次地域福祉計画の策定について

※ 資料参照 …………… 長谷川 地域福祉担当課長

イ （仮称）明石市認知症あんしんまちづくり条例の制定について

※ 資料参照 …………… 牛津 高齢者・障害者相談支援担当課長

ウ ICT機器の活用等の状況について

※ 資料参照 …………… 武田 情報化推進担当課長

④ その他

3 閉会中の所管事務調査事項

- (1) 社会福祉の充実及び介護保険について
- (2) 子育て支援及びこどもの健全育成について
- (3) 地域総合支援について
- (4) 保健衛生及び医療連携について
- (5) 教育の充実及び推進について

4 閉 会

以 上

議案第56号 関連資料

令和3年度6月補正予算(案) 新型コロナウイルス感染症対策事業費について

新型コロナウイルス感染症対策については、第4波では感染者数が急増したことにより、入院病床が不足し自宅療養者等が増加するなど、検査体制のみでなく、陽性患者の対応の充実が求められました。

また、疫学調査や自宅療養者の健康管理等で保健所業務がひっ迫する中、全庁規模で職員を動員するとともに、民間の派遣会社を通じて保健師や看護師等を確保することで対応してきました。現状、感染者数は減少し入院調整にも余裕が出てきておりますが、今後、変異株等による第5波が懸念されているところであり、これまでの対応を踏まえて、さらなる感染拡大防止対策にかかる経費を補正予算として計上するものです。

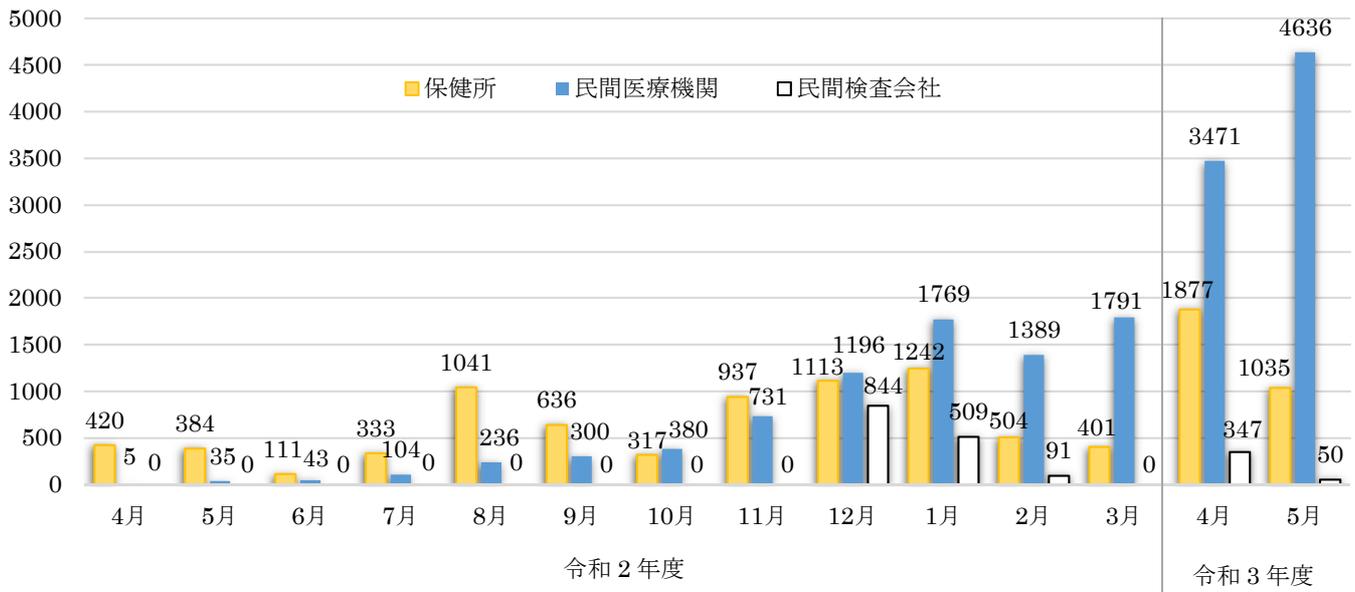
<補正内容>

※単位は千円

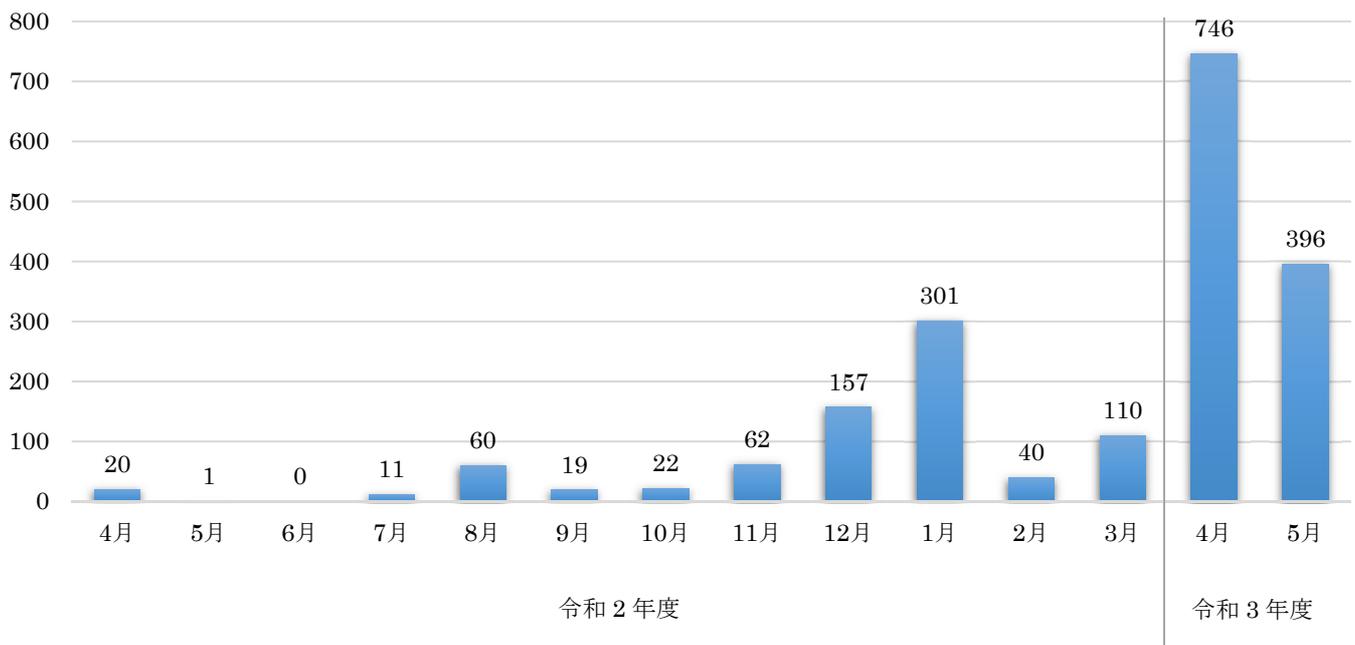
項目	内容	現計予算額	R3年度 執行見込額	6月 補正要求額
PCR検査 関係	PCR検査試薬等購入費（検査試薬・消耗品） 保健所で実施するPCR検査に必要な検査試薬及び物品の購入費 〈検査件数見込〉36,000件/年	32,600	71,400	38,800
	行政検査委託料 保健所以外で実施するPCR検査にかかる委託料 〈検査件数見込〉民間医療機関：2,000件/月 民間検査会社（クラスター発生時）：4,000件/年※ ※200件×2回（再検査）×10施設	110,819	193,107	82,288
その他 陽性者 対応関係	感染防止医療物資購入費 保健所や医療機関で使用する防護服や消毒薬等の購入費	5,200	14,300	9,100
	療養支援物資購入費 自宅療養者に配給する食料品等の自宅療養支援セット（3セット/日） や、貸与するパルスオキシメーター（230台）の購入費	0	12,330	12,330
	酸素濃縮器レンタル料 自宅療養者に貸与する酸素濃縮器（100台/月）のレンタル料	0	36,000	36,000
	陽性患者搬送用車両レンタル料 陽性患者を医療機関や療養施設等に搬送するための車両（2台/月）の レンタル料	0	4,620	4,620
人材確保 関係	保健師・看護師派遣委託料 陽性患者や濃厚接触者の健康観察・相談対応等を行う保健師や看護師 （12人/日）の派遣にかかる委託料	0	115,000	115,000
	医師報償費・医師紹介手数料 陽性患者の診察等を行う医師（3人/日）へ支払う報償費及び医師紹介 にかかる人材派遣会社へ支払う手数料	0	31,862	31,862
計		148,619	478,619	330,000

明石市新型コロナウイルス感染症 検査件数・陽性者数の推移

1. PCR検査件数（月別）



2. 陽性者数（月別）



議案第68号 関連資料

明石市新型コロナウイルスワクチン接種事業について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンにつきまして、国の定める優先接種順位に従い、医療従事者や高齢者、高齢者施設等の従事者に対して、接種を進めています。

今後、接種を希望する12歳以上のすべての市民に対して、迅速かつ、安心して接種いただけるよう取り組んでまいります。

1 対象者及び接種スケジュール

優先順位	対象者	人数(概数)	接種開始	現状(6月8日時点)	接種完了(目標)
1	医療従事者	12,100人	3/18(木)～	<ul style="list-style-type: none"> ・2回目接種者 約10,800人(接種率89.3%) ・ワクチン接種を行う医療機関の従事者は接種完了(5月末) 	6月中旬
2	高齢者(65歳以上)	83,000人	施設入所 4/28(水)～ 一般 5/31(月)～	<ul style="list-style-type: none"> ・予約者数 約75,250人(予約率90.7%) ・1回目接種者 約30,290人(接種率36.5%) 	7月末
3	高齢者施設等の従事者	2,850人	4/28(水)～	<ul style="list-style-type: none"> ・入所高齢者等と同時接種 ・特別養護老人ホーム、老人保健施設、その他入所系施設(79施設) ・1回目接種者 約1,260人(接種率44.2%) 	7月末
3	基礎疾患を有する者	25,000人		段階的に開始(下表のとおり)	9月末
4	上記以外の者(12歳以上)	163,000人			

年齢	接種券送付	基礎疾患のある人		一般予約開始	接種開始
		優先予約期間	接種開始		
60～64歳	6/11(金)	6/15(火)～6/29(火)	6/21(月)～	6/30(水)～	7/5(月)～
50～59歳	6/21(月)	6/25(金)～6/29(火)	7/1(木)～	7/5(月)～	7/10(土)～
40～49歳				7/10(土)～	7/15(木)～
30～39歳	6/24(木)	6/27(日)～6/29(火)	7/3(土)～	7/15(木)～	7/20(火)～
12～29歳				7/20(火)～	7/25(日)～

※ 12歳の人の接種券は、誕生月ごとに順次発送します。

2 予約方法・相談窓口

予約方法・相談窓口	開設時間
ワクチン予約専用サイト	終日
市ワクチン専用ダイヤル（コールセンター・100回線） ※FAX（聴覚障害がある方や電話での連絡が難しい方）	9：00～17：00（全日）
あかし保健所 対面相談窓口	9：00～17：00（全日）
あかし市民広場 対面相談窓口	9：00～17：00（平日・日曜） 13：00～17：00（土曜）

- ・65歳以上の高齢者の予約受付に当たっては、電話予約や対面相談が多いことが予想されたため、上記に加え、5月20日(木)～23日(日)に、増設コールセンターと、本庁舎・3市民センターに臨時対面窓口を設置しました。

【対応件数】増設コールセンター（4,836件）、臨時対面窓口（570件）

3 接種会場（6月7日時点）

- ・5月31日(月)から、あかし市民広場での集団接種のほか、かかりつけ医などの医療機関による個別接種を開始しています。
- ・いずれの会場についても、現在、ファイザー社製ワクチンを使用しています。

① 個別接種

- ・市内医療機関：134機関、接種実績：18,160回

② 集団接種

地区	施設名	接種時間等		最大接種回数/日	接種実績
明石	あかし市民広場	平日 9：15～ 17：15	土曜 13：15～ 17：15	696人	5,544回
大久保	あかし保健所			696人	2,400回
朝霧	あさぎり福祉センター	—	日曜 9：15～ 17：15	464人	672回
西明石	サンライフ明石			464人	672回
魚住	魚住市民センター			464人	672回
二見	西部文化会館			464人	672回

※6月21日(月)から一部会場では接種時間を延長（19：45まで）

4 接種促進のための市独自の財政支援（補正予算案）

接種の早期完了を目指し、接種回数の底上げと実施医療機関の増加を図るため、接種を行った医療機関に対して、国の支援制度に上乗せした接種単価等の補助を行います。 【補正予算額】 560,000 千円（一般財源）

(1) 土曜日とお盆期間を休日並みの接種単価に引き上げ（210,000 千円）

- ・国の実施期間：4月1日(木)～7月31日(土)
- ・市の単独事業：6月21日(月)～

	接種単価 (国の加算額) 4/1～7/31	接種単価 (市の上乗せ額)	
		6/21～7/31	8/1～
平日	2,070円	2,070円 (— 円)	2,070円 (— 円)
時間外	2,800円 (+730円)	2,800円 (— 円)	2,800円 (+730円)
日・祝日	4,200円 (+2,130円)	4,200円 (— 円)	4,200円 (+2,130円)
土曜AM	2,070円	4,200円 (+2,130円)	4,200円 (+2,130円)
土曜PM	2,800円 (+730円)	4,200円 (+1,400円)	4,200円 (+2,130円)
お盆期間 (8/12～8/13)	2,070円	—	4,200円 (+2,130円)

(2) 国による個別接種促進のための支援策の継続実施（350,000 千円）

- ・国の実施期間：5月10日(月)～7月31日(土)
- ・市の単独事業：8月1日(日)～

【現行の国による補助制度】

- ① 「診療所」における接種回数の底上げ
 - ・週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合⇒ +2,000円/回
 - ・週150回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合⇒ +3,000円/回
- ② 接種施設数の増加（診療所・病院共通）
 - ・50回以上/日の接種を行った場合⇒10万円/日を交付（上記①との重複なし）
- ③ 「病院」における接種体制の強化
 - ・特別な体制を組んで、50回以上/日の接種を週1日以上7月末までに4週間以上行う場合、②に加えて追加交付
 - 医師：1人1時間当たり7,550円
 - 看護師：1人1時間当たり2,760円

5 ニーズに応じたきめ細やかな対応

(1) 障害がある人への対応

- ・障害により不安感が強く、集団接種会場での接種が困難な方が安心して接種できるよう、明石市民病院内に専用接種場所の開設を予定しています。
- ・接種会場への移動支援や介助支援など、障害特性に応じた障害福祉サービスを利用できるようにしています。

(2) 認知症の人への対応

- ・令和3年2月から認知症の方に配布している「寄り添い支援サービス券」について、接種のための同行支援についても利用できるようにしています。

(3) 高齢者等の居宅・訪問系サービス事業所の職員や保育士等への接種

- ・集団接種会場（市民広場）において、予約の入らなかった枠を有効活用し、6月10日(木)～20日(日)に接種を行っています。
- ・集団接種会場等において、発生した当日キャンセル分のワクチンを有効活用し、近隣にある就学前保育施設の職員を対象に、5月31日(月)から随時、接種を行っています。

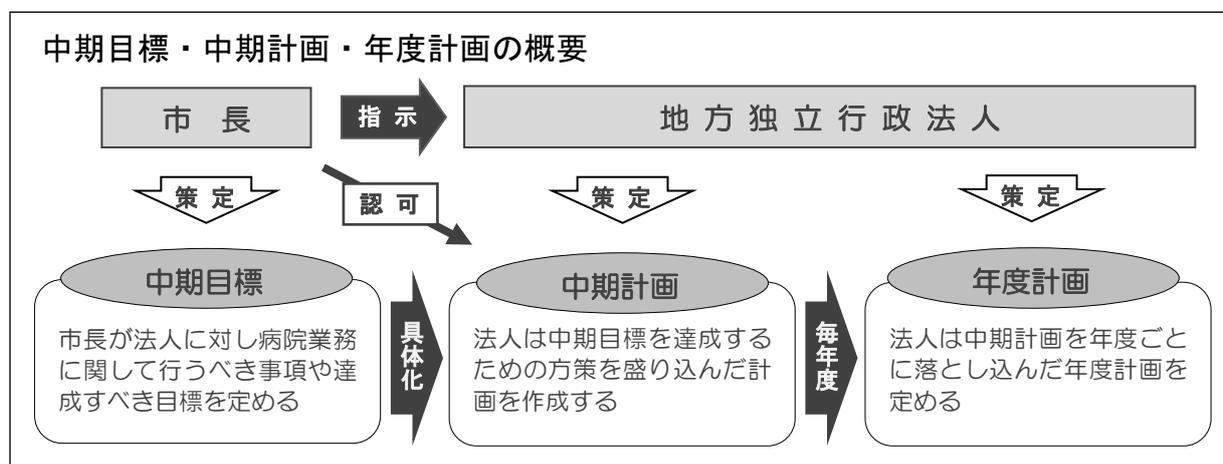
報告第11号関連資料

地方独立行政法人明石市立市民病院の 経営状況(2021年度事業計画)の報告について

1 2021年度事業計画(年度計画)の位置づけ

地方独立行政法人明石市立市民病院の年度計画は、市が示した中期目標の達成に向けて市民病院が作成した中期計画に掲げた方策のうち、各年度に実施する事項を定めたものです。

今年度は、第3期中期目標・中期計画期間(2019.4.1～2023.3.31)の3年目にあたります。



2 概要

昨年度は、年度計画立案当初には予測できなかった規模で、新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況となりました。このため、市内で唯一感染症患者の受入を行ってきた市民病院では、市との緊密な連携のもと、感染症対応に全力を注ぐことを最優先とする一方で、見通しが立ちづらい状況のなか、計画に掲げた目標の実現に向けて取組みを進めてきました。新型コロナウイルス感染症への対応のため、病床稼働率の低下や、患者の受診控え等の影響により、医業収益については、当初の目標値との間に乖離が生じる見込みです。

しかし、コロナ感染症専用病床確保等に伴う国・県の支援金により、減収分については一定程度カバーできる見込みです。

2021年度においても、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中で、引き続き市との連携を図りながら公立病院としての責務を果たすと共に、急性期医療を中心とした総合的な医療の提供に取り組んでいきます。

3 主な取組

- (1) 収束の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症について、市との緊密な連携に基づいた公立病院としての役割の発揮
- (2) コロナ診療と併せて、急性期医療を中心に回復期機能にも一定の軸足を置き、疾患や病状に応じた総合的な医療を提供
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった医業収益の増収対策
- (4) 「ユニバーサル歯科診療所」との更なる連携の強化
- (5) 内部統制システムの運用をさらに強化し、より質の高い経営への取組を推進

4 2021年度事業計画（年度計画）の概要

(1) 収支計画

（単位：百万円）

項目	2019年度 実績額*1	2020年度 実績額（見込）	2021年度 予算額	2021年度 中期計画予算額*2
営業収益	8,576	9,327	8,923	8,805
医業収益	7,600	6,913	8,100	7,895
営業費用	8,218	8,260	8,233	8,383
医業費用	7,976	8,025	8,014	8,163
うち給与費	4,531	4,705	4,617	4,483
うち材料費	1,822	1,649	2,099	1,996
一般管理費	242	236	218	220
純利益	142	740	55	143

※1 2019年度（令和元年度）財務諸表等より抜粋

※2 第3期中期計画の参考資料より抜粋

(2) 主な数値目標

項目		2019年度 実績値	2020年度 実績値（見込）	2021年度 目標値	2022年度 中期計画目標値
職員	常勤医師数	58人	61人	64人	65人
	看護師数	289人	282人	290人	290人
救急	救急車による搬入患者数	3,164人	2,388人	3,400人	3,800人
	救急車お断り率	19.8%	22.9%	19.0%以下	18.0%
地域連携	紹介率	78.7%	73.3%	78.5%	79.0%
	逆紹介率	83.6%	68.6%	85.0%	84.0%
	訪問看護ステーション訪問回数	311回/月	413回/月	425回/月	250回/月
入院	一日平均入院患者数	259.2人	238.0人	278.0人	281.2人
	新入院患者数	7,377人	6,061人	7,613人	7,673人
	入院診療単価（一般病棟）	62,075円	63,816円	62,810円	63,000円
	入院診療単価 （回復期リハビリテーション病棟）	30,364円	31,924円	32,037円	32,000円
	急性期機能病棟稼働率*1	77.9%	70.9%	85.4%	84.5%
	地域包括ケア病棟稼働率*2	80.6%	76.3%	80.0%	81.0%
	回復期リハビリテーション病棟稼働率	83.7%	82.7%	90.0%	90.0%

外来	一日平均外来患者数	551.5人	476.1人	560.5人	550.0人
	外来診療単価	17,007円	16,882円	16,845円	17,000円
財務諸表	材料費対医業収益比率	24.0%	23.9%	23.6%	25.3%
	経費対医業収益比率	15.8%	17.7%	14.7%	14.1%
	人件費対医業収益比率	62.3%	71.3%	61.6%	58.0%
	経常収支比率	101.7%	108.4%	100.6%	103.0%
	医業収支比率	95.3%	86.1%	96.5%	97.8%
	資金期末残高	1,736百万円	2,425百万円	2,545百万円	2,921百万円

※1 急性期機能病床稼働率・・・医療の効率化による平均在院日数の短縮及び入院診療単価にもたらす影響を考慮のうえ、目標値を設定

※2 地域包括ケア病棟稼働率・・・回復期リハビリテーション病棟の稼働を考慮し目標値を設定

5 新型コロナウイルス感染症の影響について

(1) 外来患者数

外来患者数については、受診控えにより2020年4～6月にかけては、大きく患者数が減少しましたが、7月以降は、一定の水準（500人前後）で推移しています。

項目	2021年度 目標値	2021年度 4月実績値	2020年度 4月実績値	2019年度 4月実績値
一日平均外来患者数	560.5人	497.8人	421.3人	545.8人

(2) 入院患者数

新入院患者数については、不急の手術のほか、感染リスクの高い手術や処置を伴う分野において、受け入れを抑制していることが影響していると思われます。

項目	2021年度 目標値	2021年度 4月実績値	2020年度 4月実績値	2019年度 4月実績値
一日平均入院患者数	278.0人/日	225.1人/日	227.3人/日	237.4人/日
新入院患者数	634人/月	441人/月	464人/月	610人/月
病床稼働率	85.0%	68.8%	69.5%	71.7%

(3) 損益状況

受診控えが一定の回復をみせた2020年7月以降、入院収益は411百万円前後、外来収益は164百万円前後で推移しています。

項目	2021年度 目標値(月平均)	2021年度 4月見込値	2020年度 4月実績値	2019年度 4月実績値
入院収益	471百万円/月	418百万円/月	372百万円/月	409百万円/月
外来収益	191百万円/月	180百万円/月	159百万円/月	200百万円/月
純利益	5.5百万円/月	▲86百万円/月	4百万円/月	6百万円/月

<用語解説>

か

回復期リハビリテーション病棟

脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の身体的障害を持つ患者や機能低下が見受けられる患者に対して、ADL（Activities of Daily Living：日常生活を送るために最低限必要な日常的な動作）の向上による寝たきりの防止と家庭復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に行うための病棟。

急性期・回復期・慢性期

<急性期>

病気を発症し、症状が比較的激しい時期。状態の早期安定化に向けた医療を提供する。

<回復期>

急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリを提供する。

<慢性期>

長期にわたり療養が必要な患者へ医療を提供する。

さ

紹介率・逆紹介率

紹介率とは、初診患者のうち、他の医療機関からの紹介状をもって受診された患者の割合を示す指標。

逆紹介率とは、初診患者のうち、他の医療機関に紹介した患者の割合を示す指標。

初期診療や慢性の継続診療などは「かかりつけ医」を受診し、専門的な検査や診察、入院が必要な治療と判断された場合に紹介状持参で病院を受診する、そして、治療を終え症状が落ち着いたら「かかりつけ医」へ紹介し、治療を継続または経過を観察する、これを地域全体として行うことで、地域の医療連携が強化される。

た

地域包括ケア病棟

急性期の治療が終了し病状が安定したものの、すぐに自宅や施設での療養に移行するには不安のある患者さんに対してしばらくの間、入院療養を継続し、在宅復帰に向けての準備を行う（ポストアキュート）ほか、在宅や介護施設にいる患者の急性増悪時に入院医療の提供を行う（サブアキュート）ことを目的とした病棟。

在宅復帰支援の計画に基づき、主治医をはじめ看護師、リハビリテーションスタッフ、医療ソーシャルワーカー（MSW）等が協力し、在宅復帰に向けてのサポートを行う。

な

内部統制システム

2018年（平成30年）に地方独立行政法人法が一部改正され、地方独立行政法人の業

務の適正を確保するための体制の整備が義務付けられた。

内部統制システムは「内部のリスクをコントロールする仕組み」であり、内部統制委員会など法人内部にリスク管理体制を構築している。

は

訪問看護ステーション

病気や障害を持った人が住み慣れた地域で、その人らしく療養生活を送れるように、看護師等が生活の場へ訪問し、医師の指示書のもとに看護ケアを提供し、自立した生活を送れるよう支援するサービスを行う事業所。

財務指標

材料費対医業収益比率

医業収益のなかで材料費が占める割合を示す指標。

経費対医業収益比率

医業収益のなかで委託費や光熱水費などの経費が占める割合を示す指標。

人件費対医業収益比率

医業収益のなかで人件費（職員給与費）が占める割合を示す指標。

経常収支比率

医業費用、医業外費用に対する医業収益、医業外収益の割合を表し、通常の病院活動による収益状況を示す指標。

医業収支比率

病院の本業である医業活動から生じる医業費用に対する医業収益の割合を示す指標。

資金期末残高

現金及び預金の期末時点における残高。

明石市給付型奨学金事業の実施状況について

高等学校等に進学する意思のあるこどもが、経済的な理由等により進学をあきらめることのないよう、令和2年度に創設しました明石市給付型奨学金事業の実施状況につきまして、以下のとおり報告いたします。

1 令和2年度の実績

(1) 進学に向けたサポート

奨学生110名のうち希望者64名に、11月から3月の間、週2回（1回2時間程度）の大学生等による学習支援を行うとともに、1月には、奨学生全員に対して、進路や日常生活等に関する相談会を開催しました。

(2) 奨学生の進学状況

奨学生全員が高等学校等に進学することができました。

区 分	人 数
公立高校	63名
私立高校	43名
高等専門学校	3名
特別支援学校	1名
計	110名

なお、進学後も引き続き、SNS等を活用し、学習や学校生活等について、いつでも気軽に相談できる環境を整え、奨学生を支援していきます。

(3) 奨学金の支給状況

① 入学準備金（限度額300,000円：入学金、制服代、教科書代など）

給付額	人 数	1人あたり平均
26,799千円	110名	243,627円

② 在学時支援金（クラブ活動費、学用品費、通学費など）

月額10,000円を3年間、毎月支給します。（令和3年4月～）

2 令和3年度のスケジュール

日 程	内 容
令和3年7月	奨学生の募集・申込開始（定員100名）
10月	奨学生の決定
11月～3月	学習支援の実施
令和4年2～3月	合格発表、入学準備金の支給

明石市立就学前教育・保育施設再構築基本計画の見直しについて

2016年3月に策定した「明石市立就学前教育・保育施設再構築基本計画」(以下「再構築計画」という。)では、市立の就学前教育・保育施設について2025年までに認定こども園化や民間移管・廃止等を計画していますが、就学前人口の増加、待機児童数の高止まりや幼稚園のニーズ増など、就学前児童の状況が計画策定時と大きく変わったことから、計画通りに進めていくことが不都合な状況となり、事実上の計画保留となっています。これらの現状を踏まえ、再構築計画の見直しを行い、2021年3月の児童福祉専門分科会において意見を聴取しましたので報告します。

1 再構築計画の見直しについて

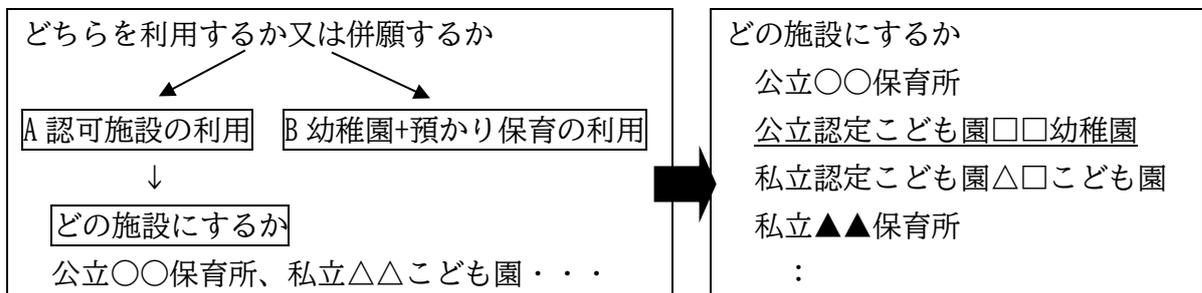
再構築計画の見直しにあたっては、待機児童の状況を踏まえて行う必要がある一方で、その解消の時期、解消後の保育・幼稚園ニーズが不透明な状況を鑑み、以下の方針を示します。

(1) 市立幼稚園の幼稚園型認定こども園化(3歳～5歳児対象)

待機児童の状況を踏まえ、活用が重視される「小規模保育事業所」の連携先としても市立幼稚園の役割が高まります。市立幼稚園については、幼稚園としての利点を生かしながら、利用者の利便性向上を図るため、幼稚園型認定こども園化(3歳～5歳児)を計画的に進めてまいります。

<幼稚園型認定こども園化(3歳～5歳児)のメリット>

- ①「市立幼稚園の就労枠(1号認定)」を「幼稚園型認定こども園の2号認定枠」とすることで、認可保育施設のひとつに一本化し、就労家庭の利用者が選択しやすく、わかりやすくなる。



- ②預かり保育の場合、一部有料となっている夏休み等の長期休暇中の利用が、こども園化により2号認定になれば、時期によらず無償となる。

- ③0～2歳対象の小規模保育事業所との連携により、「小規模⇒市立幼稚園型こども園」という1小学校区に1幼稚園を有する明石の資産を生かしたモデルができる。

(2) 児童人口が減少傾向になった場合の市立保育所の段階的対応

児童人口が減少傾向になった場合、施設の廃止等の検討前に、次に示す保育所における段階的な対応策を実施します。

- ① 市立保育所の定員の弾力運用の廃止（保育枠約200人分の減）
- ② 市立保育所の定員減
- ③ 市立施設としての役割と保育ニーズ状況を勘案しながら、利用状況が減少している市立保育所の廃止または民営化を検討する。（配慮が必要な子どもの受入れ等の市立施設の役割を担う民間事業者の確保が課題）

(3) 再構築計画の見直し方針

再構築計画の市立施設にかかる実施時期（2025年度まで、2035年度までの期限をいう。）及び実施箇所数（中学校区に1認定こども園、市立幼稚園6園廃止または民間移管、市立保育所6園民間移管、とした配置案をいう。）については見直すこととします。なお、持続可能な財政運営の観点から、市立施設の民営化または状況に応じた廃止の方針は引き続き維持していくこととし、施設の老朽化、地域の市立施設のニーズ状況、配慮が必要な子どもの私立施設における受入状況等を勘案し、市立の就学前教育・保育施設の役割を踏まえながら個別に検討します。

再構築計画には、待機児童対策や特別な支援を必要とする児童への支援の充実等の内容も含まれますが、これらは2020年3月に策定した「第2期明石市子ども・子育て支援事業計画」の目標に定められているため、同計画のもとで進めていくこととします。

2 児童福祉専門分科会意見

再構築計画の見直し方針について、児童福祉専門分科会（2021年3月22日開催）において、下記の意見をいただき、了承を得られました。

- ・状況の変化により再構築計画の見直しが必要である。
- ・1小学校区に1幼稚園を有する明石の資産を生かしてほしい。
- ・質の高い保育の確保のため、巡回指導など、民間施設のサポートも行いながら、公立施設が果たす役割を踏まえて進めてほしい。

3 今後の進め方

市立幼稚園の幼稚園型認定こども園化については、先行して実施するモデル園（2園予定）において、保護者等への説明を行って選定し、2022年4月のこども園化を目指して、事業を進めていく予定です。

令和2年度明石こどもセンター（児童相談所）の運営状況について

明石こどもセンターでは、中核市が設置する児童相談所として、身近な子育て支援から専門的支援までを一体的に実施するという特徴を活かしながら、漏れなく・迅速で・最適な支援に努めております。

虐待を受けたこどもの対応や、知的障害を持つこどもの療育手帳の交付など、昨年度の明石こどもセンターの運営状況について報告いたします。

1 相談受付・対応の状況

明石こどもセンターにおける令和2年度の相談種類別・相談経路別の相談受付件数は、以下のとおりです。

(1) 相談の受付件数

	児童虐待	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	合計
令和2年度	648件	98件	7件	881件	35件	163件	18件	1,850件
(参考) 令和元年度	534件	137件	6件	933件	34件	240件	11件	1,895件

(2) 児童虐待相談の対応件数

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計
令和2年度	211件	151件	1件	312件	675件
(参考) 令和元年度	138件	145件	5件	321件	609件

(3) 児童虐待相談の経路別件数

	警察等	他自治体	近隣知人	学校等	家族	保育所等	児童委員	親戚	児童本人	医療機関	こども園	その他	計
R2 年度	227 33.6%	146 21.6%	126 18.7%	87 12.9%	40 5.9%	19 2.8%	7 1.0%	6 0.9%	4 0.6%	1 0.2%	0 0.0%	12 1.8%	675 100%
R1 年度	206 33.9%	162 14.8%	90 26.7%	67 11.0%	33 5.4%	21 3.5%	5 0.8%	5 0.8%	2 0.3%	2 0.3%	2 0.3%	14 2.3%	609 100%

2 療育手帳の交付

明石こどもセンターでは、市内の18歳未満のこどもに関して、診断・判定から療育手帳の交付までの事務を一貫して実施しています。

【交付状況】

	新規	更新	合計
令和2年度	183	150	333
令和元年度	213	199	412

3 里親家庭の状況等

本市では、全ての小学校区における里親登録を目標に里親推進の取組を強化しています。

昨年度の登録数については新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、すべてのこどもが家庭と同様の環境で生活できるよう、引き続き取組を進めていきます。

【里親登録数の推移（4月1日時点）】

	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)
里親家庭数	23家庭	24家庭	36家庭	43家庭	44家庭
里親家庭のある小学校区数	13校区	14校区	17校区	18校区	20校区

4 今後の運営について

明石こどもセンターは、何よりも「こどもの幸せ」を優先し、①こどもに必ず会うこと、②こどもの意見を聞くこと、③こどもの立場に立つこと、を基本姿勢とし、引き続き学校をはじめとする関係機関と連携し、全力でこどもの支援に取り組みます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響によって、こどもの置かれる環境が変化するなか、支援を必要とするこどもを見落とさず、ニーズに応じた寄り添い支援を実施していきます。

また、こどもの一時保護においては、通学及び面会の機会確保に努めるほか、新たに設置する「こどものための第三者委員会」では、委員が一時保護児童と面会し、こどもの声を聴き、明石こどもセンターは委員会の意見を尊重した対応を行うなど、様々な手法によりこどもの権利擁護に取り組んでいきます。

議案第56号関連資料 明石市立明石商業高等学校福祉科設置について

本市では、高齢者や障害者等、誰もが住み慣れた地域で、安心して自分らしく生活できる、福祉のまちの実現に向けた様々な取り組みを実施しています。

このような福祉のまちづくりの取り組みの大きな柱として、将来の福祉ニーズの増加に対応できる人材を確保・育成するため、市立明石商業高等学校において、高校卒業時に介護福祉士国家資格の取得ができる福祉科の設置に向けて取り組みます。

1 設置場所・時期

- (1) 場 所：市立明石商業高等学校
現在の設置学科…商業科（18クラス） 国際会計科（3クラス）
- (2) 時 期：2023年（令和5年）4月
※高等学校福祉科は県内4校（うち県立は3校）東播磨地域では初。

2 福祉科の概要

- (1) 学 年 定 員：定員数は今後決定します。
- (2) 教 育 内 容：高校卒業（卒業見込み含む）時点で介護福祉士国家試験の受験資格を取得可能なカリキュラムを実施します。
- (3) 施 設：介護実習室等福祉系高校に必要なとされる施設を、実習棟として新たに市立明石商業高等学校敷地内に設置します。

3 特 色

市内福祉施設の協力に基づく施設職員の講師派遣や、高校生の施設実習等を行うとともに、小・中学校等との連携による児童生徒との交流や、福祉教育の充実等を図ることを通して、地域ぐるみでの福祉人材の育成に取組み、「明石の福祉」の推進に取り組んでいきます。

4 スケジュール

令和3年度	6月	6月市議会	福祉科設置について常任委員会報告 実習棟設計・工事費補正予算計上
	7月		実習棟設計・工事入札
	9月	9月市議会	実習棟設計・工事契約議案提出
	10月		実習棟設計・工事契約締結 ⇒ 設計着手
	2月頃		福祉系高等学校等設置計画書提出（文科省・近畿厚生局）

令和4年度 4月～ 学科設置にかかる認可申請（県教委）
 実習棟工事着手
 8月頃 福祉系高等学校等指定申請書提出（文科省・近畿厚生局）
 12月 実習棟工事完了

令和5年度 4月 授業開始

5 補正予算額

総額：574,462千円

実習棟建設の 設計・工事費	572,000千円（工事請負費） うち03年度執行予定額：44,000千円 うち04年度執行予定額：528,000千円（債務負担行為） 建物の規模 <table border="1" data-bbox="582 846 1425 1034"> <tr> <td>延床面積</td> <td>約1,500㎡</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>3階建て</td> </tr> <tr> <td>部屋の構成</td> <td>介護実習室、入浴実習室ほか</td> </tr> </table>	延床面積	約1,500㎡	階数	3階建て	部屋の構成	介護実習室、入浴実習室ほか
延床面積	約1,500㎡						
階数	3階建て						
部屋の構成	介護実習室、入浴実習室ほか						
準備事務に係る 事務費	2,462千円（旅費・需用費・備品購入費・役務費）						

議案第59号関連資料

明石市立沢池小学校給食室増築ほか（建築）工事請負契約のこと

1 事業の概要

沢池小学校では近年、校区における宅地開発に伴い児童数が急増してきており、今後、現給食室の対応可能食数（900食）を大幅に超えるほか、普通教室も不足することが見込まれています。

このため、1階は給食室、2階は普通教室（3室）とする給食室棟を管理棟南西側に増築し、安全・安心な給食を継続して提供するとともに、児童の良好な学習環境を確保します。

2 工事の内訳

種別	工事内容	備考	工事費（参考）
給食室増築 ほか工事	建築工事一式	給食室増築 鉄骨造2階建て、延べ面積776.77㎡ （1階：給食室、 2階：普通教室3室ほか）	給食室棟 251,680,000円 渡り廊下 36,179,000円 外構ほか 26,741,000円
		渡り廊下増築 鉄骨造平屋建て1棟 鉄骨造2階建て2棟 外構ほか整備 舗装、排水、校舎建具改修ほか	
		合計	314,600,000円

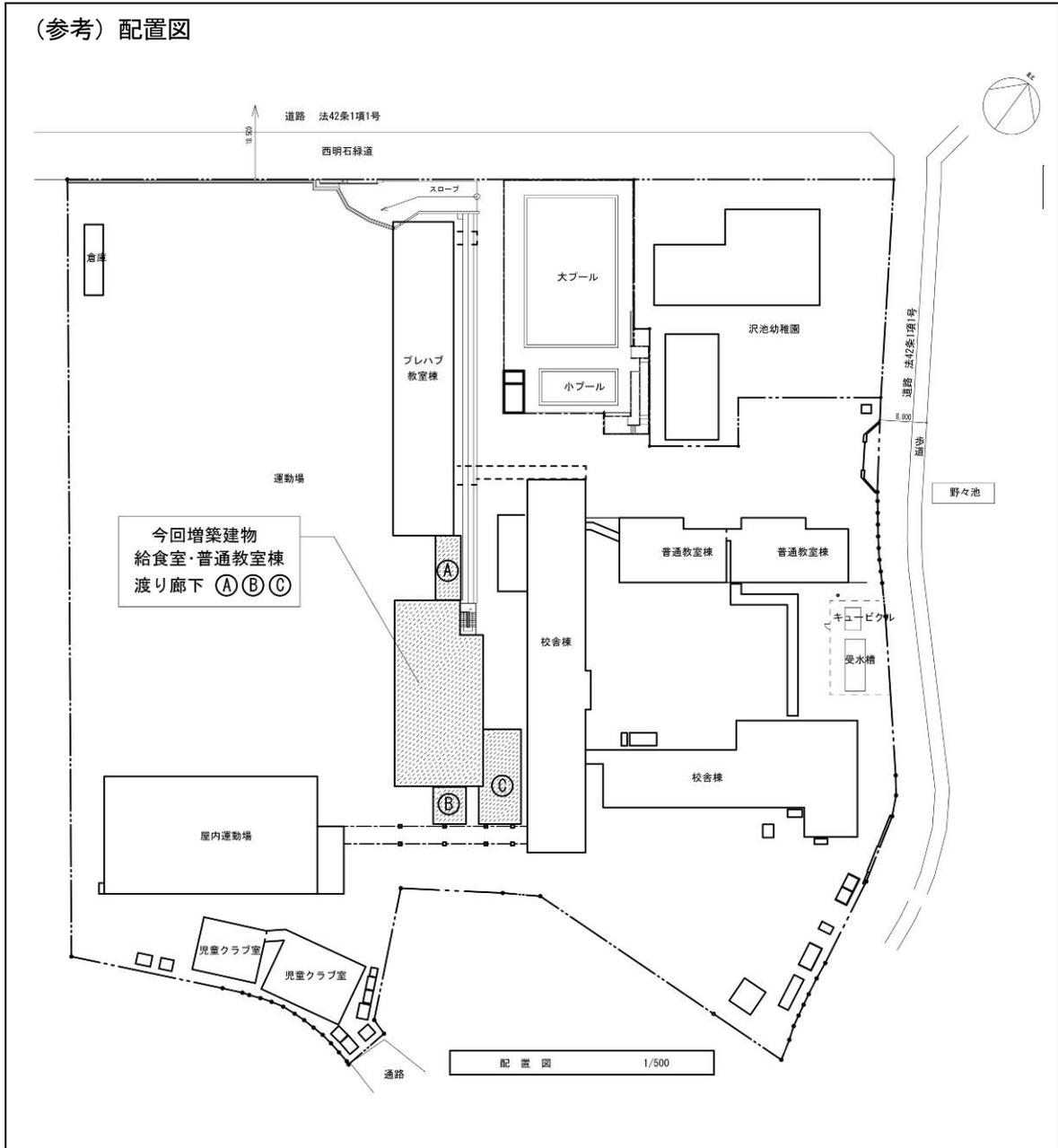
3 工事期限

令和4年6月30日（※予算は2年間にわたる債務負担行為を設定）

4 入札結果（令和3年4月28日開札）

- (1) 落札者 有限会社今里工務店
明石市大久保町西島420番地の4
代表取締役 西 登美雄
- (2) 落札金額 314,600,000円（税込）
- (3) 予定価格 345,730,000円（税込）
- (4) 落札率 91.00%
- (5) 入札参加者数 7者

(参考) 配置図



議案第60号、第61号、第62号、第63号関連資料
 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について

1 目的

令和3年度末に指定期間の満了を迎える下記の施設について、指定管理期間を変更し、現指定管理者による指定管理を継続するものです。

2 管理を行わせる施設及び指定管理者

議案	施設名	所在地	指定管理者
第60号	明石市立総合福祉センター	明石市貴崎1丁目5番13号	社会福祉法人 明石市社会福祉協議会
第61号	ふれあいプラザあかし西	明石市二見町東二見1836番地の1	神姫トラストホープ株式会社
第62号	明石市立木の根学園ひまわり工房	明石市大久保町大窪2752番地	社会福祉法人 明桜会
	明石市立木の根学園たんぼぼ工房		
	明石市立木の根学園短期入所施設		
第63号	高齢者ふれあいの里中崎	明石市中崎1丁目2番22号	SDHS・NTT ファシリテーター共同事業体
	高齢者ふれあいの里大久保	明石市大久保町大窪3423番地	
	高齢者ふれあいの里魚住	明石市魚住町西岡367番地の4	
	高齢者ふれあいの里二見	明石市二見町西二見605番地の1	

3 指定期間の変更

2022年(令和4年)3月31日までの指定期間を1年間延長し、「2023年(令和5年)3月31日まで」とします。

4 変更の理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和3年度に予定していた時期指定管理者の候補者の選定を延期したため、現行の指定管理者の指定期間を延長するものです。

議案第 68 号関連資料

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業について

1 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、総合支援資金等の貸付制度を上限まで利用した世帯等に対し、生活困窮者自立支援金を給付するものです。

2 事業の概要

項目	内容						
支援金の名称	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金						
対象者	①総合支援資金等の貸付制度を上限まで利用した世帯 ②再貸付について不承認とされた世帯など						
要件	<ul style="list-style-type: none"> 収入：④市民税均等割非課税額の 1/12+⑤住宅扶助基準額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1人世帯</td> <td>2人世帯</td> <td>3人世帯</td> </tr> <tr> <td>12.4万円以下</td> <td>17.8万円以下</td> <td>22.4万円以下</td> </tr> </table> 資産：④の 6 倍以下 (ただし 100 万円以下) その他：ハローワークでの相談や応募・面接等を行うこと 	1人世帯	2人世帯	3人世帯	12.4万円以下	17.8万円以下	22.4万円以下
1人世帯	2人世帯	3人世帯					
12.4万円以下	17.8万円以下	22.4万円以下					
支給額(月額)	単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円						
支給期間	7月以降の申請月から3か月(申請受付は8月末まで)						
対象件数(見込み)	総合支援資金等の貸付制度を上限まで利用した世帯など：約 650 世帯						
予算	<table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>支援金</td> <td>195,000 (千円)</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>600 (千円)</td> </tr> </table>	支援金	195,000 (千円)	事務費	600 (千円)		
支援金	195,000 (千円)						
事務費	600 (千円)						
財源	全額国庫 (10/10)						

明石市第4次地域福祉計画の策定について

1 計画策定の趣旨

地域福祉計画は社会福祉法第107条の規定に基づき、本市が推進する地域福祉の方向性や具体的な取組を示す計画として策定するものであり、本市では2016年3月に「明石市第3次地域福祉計画」を策定し、「誰もが安心して住み続けることができる地域づくり」を基本理念として掲げ、様々な施策や事業に取り組んできました。

本年度をもって現計画の期間が終了することから、これまでの取組の成果や残された課題、また社会情勢の変化や法制度の見直しなどの動向を踏まえながら、福祉分野における各個別計画を横断的につなぐ役割をもった、福祉施策の方向性等を示す第4次地域福祉計画を策定し、明石市第6次長期総合計画である「(仮称)あかしSDGs推進計画」が定めるまちづくりの方向性を踏まえた、誰一人取り残さない、「やさしい共生社会の創造」に向けた「福祉のまちづくり」のさらなる推進を図ります。

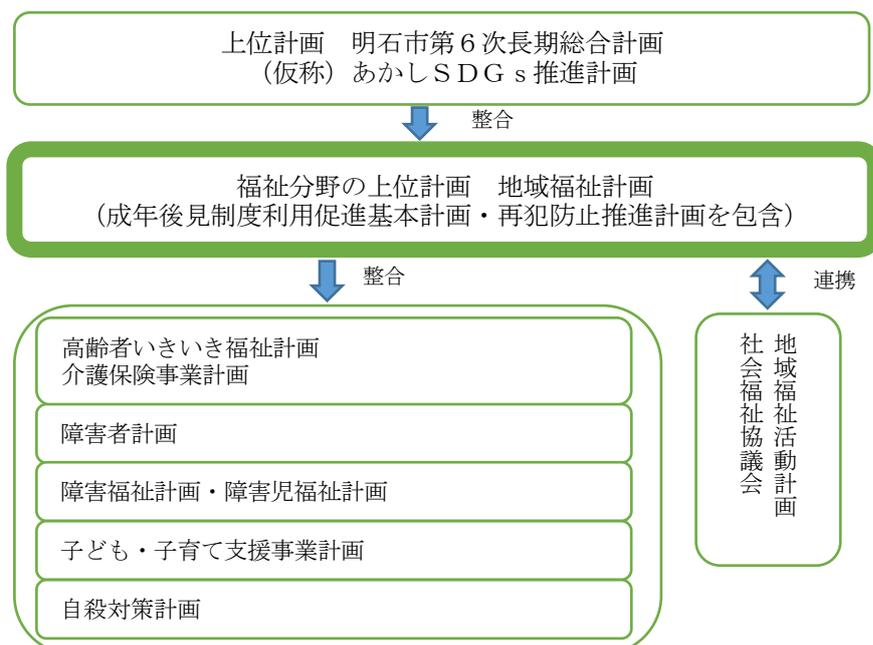
2 計画の位置付け・期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、「(仮称)あかしSDGs推進計画」を上位計画とし、本市の高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通事項を記載する、福祉分野における上位計画として位置付けます。

また、本計画には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を包含します。

加えて、明石市社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画である地域福祉活動計画と一体的な策定を行います。



(2) 計画期間

2022年度から2025年度までの4年間とします。なお、社会動向の変化や計画の進捗状況に対応して、計画の見直しを行います。また、「(仮称)あかしSDGs推進計画」との整合性を図ります。

3 今後のスケジュール

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 2021年～7月 | ニーズ調査の実施 |
| 10月 | 第2回社会福祉審議会 計画素案の提示 |
| 12月 | 市議会に計画素案を報告
パブリックコメントの実施 |
| 2022年 1月 | 第3回社会福祉審議会 最終案の確定 |
| 3月 | 市議会に最終案を報告 |

(仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり条例の制定について

1 制定の目的

本市のまちづくりのコンセプトである「いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで」に基づき、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、本市における認知症施策の指針となる「(仮称) 明石市認知症あんしんまちづくり条例」の制定を目指します。

本市では、昨年10月から「認知症あんしんプロジェクト」を開始し、包括的・継続的支援を進めているところですが、新型コロナウイルス感染症の流行や様々な社会情勢下にあっても、本条例に基づき、市や市民、関係機関等が一体となって、柔軟かつ迅速に施策を展開してまいります。

2 条例の概要

(1) 目的

この条例を制定する目的について定めます。

(2) 定義

この条例で使用する重要な用語（認知症、市民、事業者、地域組織、関係機関等）の意味について定めます。

(3) 基本理念

「①本人の尊厳確保」「②家族負担の軽減」「③地域での支えあい・地域づくり」の3点を柱として、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進するための基本理念について定めます。

(4) 責務・役割

基本理念に基づいてまちづくりを進めるうえで必要となる、市の責務並びに市民、認知症の人、事業者、地域組織及び関係機関の役割について定めます。

(5) 基本的施策

以下の視点から、条例の目的を実現するための施策について定めます。

①知識の普及及び人材育成等

認知症や認知症予防等に関する啓発及び正しい知識の普及、認知症の人等を支える認知症サポーターの養成 など

②早期支援等

認知症に早期に気づき、支援するための相談機能の充実、切れ目のない支援のための仕組みづくり など

③認知症の人及び家族への支援

身近な地域で日常生活を営むことができるよう、適時適切な支援の実施、平常時の見守りや行方不明時の早期発見のための仕組みづくり など

④地域づくり及び社会参加の推進

本人と家族が地域交流を続けることができる環境の整備、認知症サポーターの活動を通じた地域の支援体制の構築 など

⑤後見支援の推進

成年後見制度の利用の促進、市民後見人の養成 など

⑥連携強化

医療及び介護の連携体制の整備、情報共有や連携強化のための仕組みづくり など

⑦災害及び感染症対策

災害発生後や感染症の流行時における事業継続及び孤立化防止のための支援の実施 など

3 検討の方法及びスケジュールについて

市の社会福祉に関する事項を調査審議する場である社会福祉審議会に諮問することとし、条例案や認知症施策等に関する具体的な意見聴取は、認知症あんしんネットワーク会議開催時や、主な関係団体等への個別ヒアリング・アンケートの実施等により行う予定です。

《今後の予定》

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 2021年7月 | 関係団体等への個別意見聴取、意見取りまとめ |
| 8月 | 認知症あんしんネットワーク会議において意見聴取 |
| 10月 | 第2回社会福祉審議会 上記意見聴取の結果を踏まえた条例素案の提示 |
| 12月 | 市議会に条例素案等を報告
パブリックコメントの実施 |
| 2022年1月 | 条例案の取りまとめ
第3回社会福祉審議会 条例案の確定 |
| 3月 | 市議会で条例案を審議 |

文教厚生常任委員会資料
2021年（令和3年）6月17日
あかし教育研修センター 情報化推進担当

ICT機器の活用等の状況について

誰一人取り残すことのない個別最適化された学びを継続的に実現させることをめざし、本市全学校において、昨年度末までのタブレット端末、高速通信環境の導入の完了に伴う、その後の状況について報告します。

1 学校での活用について

① 子ども達への対応

- ・児童生徒が増加した学校について、追加のタブレット端末配布
- ・新入生、転入生へのアカウント配布
- ・児童生徒への配布が完了した学級より、授業支援ソフトを用いた活用を開始

② 教職員への対応

- ・教職員向けタブレット端末活用研修を全校終了
- ・フォローアップ研修を開催
（30分程度のオンライン研修を継続して開催中）
- ・ICT支援員による実際の授業における活用支援

③ 現状

学習支援ソフトを利用した子ども達の自己紹介や意見共有、カメラ機能を用いた学習等、各学校で工夫しながら活用を始めています。

取り組みの進んでいない学校については、個別に強く働きかけるとともに、ICT支援員を派遣し、授業への活用支援を行っています。

2 緊急的なタブレット端末の持ち帰りについて

コロナ禍において、自宅待機となった子どもたちへの対応として、タブレットを用いた学習保障の準備を進めています。現在の対応状況と課題は以下のとおりです。

① 対応状況

- ・各学校で持ち帰り運用を開始する際に必要となるマニュアル等の整備
- ・ミーティングソフトを使ったやり取りを可能とする学級単位でのアカウント配布
- ・授業中におけるミーティングソフトの使用開始

② 課題

- ・学年や発達段階に応じた配慮が必要であること
- ・子どものみで使用させる場合の情報モラルや有害情報に対する対応力
- ・学校の管理下でない状況における故障への対応

引き続き、課題を整理・検討しながら学校現場と連携し、対応を図ります。

議案第68号関連資料

令和3年度6月補正予算(案)の概要について

今回の補正は、一般会計について、歳出で、新型コロナウイルス感染症対応経費として、12歳以上の希望する市民の方へのワクチン接種の早期完了を目指し、接種回数の底上げ及び実施医療機関の増加を図るため、接種単価の上乗せ等に係る新型コロナウイルスワクチン接種事業費及び生活困窮者への自立支援金のほか、J T跡地北側土地取得費等の経費の追加を行おうとするものです。

1 一般会計

(1) 補正額 933,740千円 (補正後 121,642,353千円)

(2) 補正内容 ※補正額の単位は千円、一般財源は財政基金を活用

項 目	補正額 (財源内訳)	所管
<p>① 新型コロナウイルスワクチン接種事業費</p> <p>・12歳以上の希望する全ての市民の方に対し、概ね9月末のワクチン接種の完了を目指し、接種回数の底上げと実施医療機関の増加を図るため、国の制度(7月末まで)に上乗せした接種単価等の補助を行う。</p> <p>(1)接種単価の引き上げ(国:平日2,070円を基準) ※国の実施期間は4/1~7/31、市の単独事業は6/21~</p> <p>日・祝日 : 4,200円(+2,130円) 8月以降、市単独事業で継続 診察時間外 : 2,800円(+730円) 8月以降、市単独事業で継続 土曜日AM : 4,200円(+2,130円) 6/21~ 市単独事業で上乗せ 土曜日PM : 4,200円(+1,400円) 6/21~7/31 国制度(2,800円(平日+730円))に上乗せ 4,200円(+2,130円) 8月以降、市単独事業で継続 お盆(8/12,13) : 4,200円(+2,130円) 市単独事業で上乗せ</p> <p>(2)個別接種促進(現行の国の制度を市単独事業で継続) ※国の実施期間は5/10~7/31、市の単独事業は8/1~</p> <p><現行の国の制度></p> <p>①診療所 : 週100回以上を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ +2,000円/回 週150回以上を7月末までに4週間以上行う場合 ⇒ +3,000円/回 ②診療所・病院 : 50回以上/日の接種を行う場合、10万円/日(定額)の交付 (①と重複しない) ③病院 : 特別な体制を組んで、50回以上/日の接種を週1日以上7月末までに4週間以上行う場合、②に加えて追加交付 医師 : 1人1時間あたり7,550円 看護師等 : 1人1時間あたり2,760円</p>	560,000 (全額一般)	コロナワクチン対策室
<p>② 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費(国10/10)</p> <p>・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、総合支援資金等の貸付制度を上限まで利用した世帯等に対し、生活困窮者自立支援金を給付する(生活保護受給世帯を除く)</p> <p>支給額 : 単身世帯 6万円/月 2人世帯 8万円/月 3人世帯以上 10万円/月 支給期間 : 7月以降の申請月から3か月(申請受付は8月末まで)</p>	195,600 (全額国庫)	生活福祉課
<p>③ 交通安全施設整備事業費</p> <p>・神鋼不動産株式会社所有のJ T跡地北側土地に係る用地取得費 168,140千円 取得後の歩道等整備費 10,000千円</p>	178,140 (市債 178,100) (一般 40)	総務課 ・プロジェクト推進室